那珂市議会　産業建設常任委員会記録

開催日時　　令和８年９月16日（水）　午前10時

開催場所　　那珂市議会全員協議会室

出席委員　　委 員 長　寺門　　勲　　副委員長　榊原　一和

委　　員　大和田　和男　　委　　員　萩谷　俊行

委　　員　笹島　　猛　　委　　員　福田耕四郎

欠席委員　　なし

職務のため出席した者の職氏名

議　　長　大和田　和男　　事務局長　横山　明子

次　　長　海野　直人　　主　　査　渡邊　荘一

会議事件説明のため出席した者の職氏名（総括補佐職以上と発言者）

副市長　玉川　　明	財政課長　照沼　克美
財政課長補佐　郡司　智弘	会計管理者　秋山　雄一郎
上下水道部長　金野　公則	下水道課長補佐　稲葉　智明
水道課長　矢﨑　忠	水道課長補佐　飯田　健一
農業委員会事務局長　川﨑　慶樹	農業委員会局長補佐　鈴木　智洋
建設部長　高塚　佳一	都市計画課長　黒川　耕二
都市計画課長補佐　村山　知明	開発指導室長　小田内　勝也
土木課長　海野　英樹	土木課長補佐　吉村　勉
産業部長　大内　正輝	農政課長　金田　尚樹
農政課長補佐　田上　慎司	商工観光課長　水野　泰男
商工観光課長補佐　関　慎一	道の駅整備課長　岡本　哲也
道の駅整備課長補佐　橋本　芳彦	

会議事件

（１）議案第48号　那珂市火入れに関する条例の一部を改正する条例

…原案のとおり可決すべきもの

（２）議案第49号　令和８年度那珂市一般会計補正予算（第３号）

…原案のとおり可決すべきもの

（３）議案第51号　令和７年度那珂市各種会計歳入歳出決算の認定について

…原案のとおり認定すべきもの

（４）議案第52号　令和７年度那珂市水道事業会計決算の認定について

…原案のとおり認定すべきもの

（５）議案第53号　令和７年度那珂市下水道事業会計決算の認定について

…原案のとおり認定すべきもの

（６）陳情第　４号　雨水排水施設の改善および浸水対策に関する陳情

…継続審査

（７）陳情第　５号　那珂市における市街化調整区域及び幹線道路沿線等の戦略的土地利用見直しに関する陳情

…採択すべきもの

（８）調査事項について

・視察について

・議員と語ろう会について

議事の経過（出席者の発言内容は以下のとおり）

開会（午前10時00分）

委員長　改めまして、おはようございます。本日は産業建設常任委員会にお集まりをいただきまして、誠にありがとうございます。

開会前にご連絡をいたします。会議は公開しており、傍聴可能といたします。また、会議の映像を庁舎内のテレビに放送いたします。会議内での発言は、必ずマイクを使用し、質疑、答弁の際は、簡潔かつ明瞭にお願いいたします。携帯電話をお持ちの方は、電源をお切りいただくかマナーモードにご配慮をお願いいたします。

ただいまの出席委員は６名でございます。欠席委員はございません。定足数に達しておりますので、これより産業建設常任委員会を開会いたします。

会議事件説明のため、副市長ほか関係職員が出席をしております。職務のため、議会事務局職員が出席をしております。ここで副市長よりご挨拶をお願いいたします。

副市長　改めましておはようございます。９日雨が続いておりまして、先週は、本米崎の落合橋のほうで冠水で通行止めというようなこともございました。大きな被害ではございませんが市内でも浸水か所が何か所かありまして、その都度土木課それから消防の職員中心に、ポンプ車等での排水等対応にあたっているところでございます。今月いっぱいまだ雨が続くという予報で、農業への心配もございまして、雨が上がるのを待ち遠しいというか、願っているところでございます。

本日提出しております議案は条例関係が１本、補正関係が１本、決算認定が３本、合計５件でございます。ご審議のほどどうぞよろしくお願いいたします。

委員長　ありがとうございました。議事に入ります。本委員会の会議事件は、サイドブックスに掲載した会議次第のとおりでございます。審議をスムーズに進行するため、担当課ごとに審議を行います。

始めに議案第49号、令和８年度那珂市一般会計補正予算（第３号）を議題といたします。

財政課より一括してご説明願います。

財政課長　財政課長の照沼です。ほか関係職員が出席しております。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、議案第49号をご覧ください。議案第49号　令和８年度那珂市一般会計補正予算（第３号）についてご説明いたします。

４ページをお願いいたします。第２表、繰越明許費になります。６款商工費、１項商工費、複合型交流拠点施設「道の駅」整備事業、３億3,717万8,000円。

６ページをお願いいたします。第４表、地方債補正になります。変更になります。起債の目的、補正後限度額の順にご説明いたします。農業生産基盤整備事業１億4,340万円。道の駅整備事業（合併特例事業）、２億4,460万円。なお、起債の方法、利率、償還の方法につきましては、補正前と同じになります。

14ページをお願いいたします。款、項、目、補正額の順にご説明いたします。歳出になります。下段になります。５款農林水産業費、１項農業費、５目農地費、1,149万7,000円。

15ページをお願いいたします。６款商工費、１項商工費、２目商工振興費、１億4,858万9,000円。

17ページをお願いいたします。下段になります。12款諸支出金、３項償還金、１目償還金、7,856万円。国県負担金等返納金でございます。うち農政課が104万3,000円となっております。以上でございます。よろしくお願いいたします。

委員長　これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

笹島委員　15ページの複合型交流拠点整備事業の外構工事を教えてください。

道の駅整備課長　工事内容でございますけれども、駐車場とか、植栽とかそういった外構工事になります。以上でございます。

笹島委員　駐車場、もうやっちゃうわけですか。盛り土やって駐車場と。

道の駅整備課長　今回の補正予算でございますけれども、そもそも国からの補助金の交付決定額が、私どもが想定していた額よりも多く配分されているということで、そちらの補助金のほうを有効活用するという目的で、今回外構分の予算のほうを今回補正でとらせていただいて、実施するというものです。

実際に工事のほうにつきましては、次年度を予定しているところでございます。

以上でございます。

笹島委員　要するに国からの補助金をいただくということで、その名目で計上したということでいいですか。

道の駅整備課長　造成工事で補助金のほうを申請しておりますけれども、そちらの配分のほうが、私どもが想定していたものよりも多く配分されているということで、そちらの補助金を国のほうに返納するのではなく、さらに有効活用するために、今回外構工事のほうを前倒しをして予算計上をさせていただいているということでございます。

笹島委員　駐車場というのは国交省の補助ですよね。トイレとか、それが前倒しされたっていうことですか。

道の駅整備課長　おっしゃるとおりでございます。

委員長　ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

委員長　質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

（なし）

委員長　討論を終結いたします。

これより第49号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ声あり）

委員長　ご異議なしと認め、議案第49号は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

暫時休憩いたします。執行部は入替えをお願いいたします。

休憩（午前10時03分）

再開（午前10時05分）

委員長　再開いたします。

委員の皆様に申し上げます。ここからは、担当課ごとに、所管の議案等の審議を行います。今回は、決算認定の審議がございます。決算認定の質疑については、説明のあった科目ごとに行い、質疑を終結します。

なお、議案第51号、決算認定についての討論及び採決は、全ての該当項目への質疑、答弁が終了した後に行います。

次に、執行部に申し上げます。説明の際は、まず課名と出席者を報告し、必ず議案書、決算書、説明資料等のページ数を述べてから、簡潔かつ明瞭に説明をお願いいたします。決算の説明については、不用額等、特に説明が必要な場合は、その説明を加えてください。審議中に、委員から、資料などの請求があった場合は、議会事務局に資料データを提出してくださいますようお願いいたします。

それでは、順次審議に入ります。議案第51号　令和７年度那珂市各種会計歳入歳出決算の認定について、下水道課　所管部分を議題といたします。

まず、一般会計の所管部分について、執行部より一括してご説明願います。

下水道課長補佐　下水道課総括課長補佐の稲葉です。ほか職員２名が出席しております。どうぞよろしくお願いいたします。着座にて説明させていただきます。

それでは、決算書148ページをお開きください。なお、決算主要施策調書につきましては、101、102ページが下水道課所管事業となっております。款、項、目、支出済額の順

にご説明いたします。

４款衛生費、１項保健衛生費、４目環境衛生費、下水道課所管事業につきましては、右側の149ページ、下段より一つ上にある浄化槽設置補助事業、2,198万1,048円でございます。内容につきましては、合併処理浄化槽設置費補助42基分になります。こちらを人槽別にしますと、５人槽が34基、７人槽が７基、10人槽が１基になります。また、この42基を新規・転換・更新等の種別に分類しますと、新規24基、転換17基、更新１基となります。以上でございます。

委員長　質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

委員長　なければ質疑を終結いたします。

続きまして、議案第53号　令和７年度那珂市下水道事業会計決算の認定について、執行部より一括してご説明願います。

下水道課長補佐　それでは、決算書165ページをお開きください。右の備考欄、上段にあります農業集落排水事業費になります。５款農林水産業費、１項農業費、７目集落排水整備費、３億1,149万1,000円。一般会計からの農業集落排水整備事業分として、下水道事業への繰出金になります。

続きまして、187ページをお開きください。右備考欄、上段から２番目にあります、公共下水道事業費になります。７款土木費、３項都市計画費、４目下水道整備費、５億7,850万9,000円。一般会計から公共下水道事業分として、下水道事業への繰出金になります。

続きまして、決算書406ページをお開きください。令和７年度那珂市下水道事業収益費用明細書になります。収益的収入。こちらは消費税抜きの金額となっております。

１款下水道事業収益16億9,281万437円。１項営業収益５億6,861万1,592円。下水道使用料が主な収入になります。２項営業外収益11億2,419万8,845円。主に一般会計からの繰入金、長期前受金戻入などの収入となります。

続きまして、次のページ407ページをお願いいたします。収益的支出になります。１款下水道事業費、16億2,213万6,742円。１項営業費用、14億6,197万8,013円。１目管きょ費、5,317万6,457円。こちらは公共下水道における施設の維持管理に要した費用となっております。３目処理場費、１億539万9,449円。こちらは、農業集落排水における施設の維持管理に要した費用となっております。５目普及指導費、38万5,550円。次のページ408ページをお願いいたします。６目業務費、2,580万741円。７目総係費、8,603万8,083円。こちらは職員人件費、総務事務費に要した費用となっております。次のページ409ページをお願いいたします。８目流域下水道維持管理負担金、２億4,408万7,273円。こちらは那珂久慈流域下水道への汚水処理費負担金になります。９目減価償却費、９億4,480万3,309円。こちらは有形固定資産及び無形固定資産の減価償却費になります。

10目資産減耗費、228万7,151円。次のページ、410ページをお願いします。２項営業外費用、１億6,015万5,609円。１目支払利息及び企業債取扱諸費、１億5,397万3,018円。こちらは企業債の支払い利息になります。３目雑支出、618万2,591円。３項特別損失、3,120円。２目過年度損益修正損、3,120円。５目その他特別損失、ゼロ円。４項予備費、ゼロ円。１目予備費、ゼロ円。説明は以上となります。どうぞよろしくお願いいたします。

委員長　これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

笹島委員　営業収益が16億円くらいで、下水道使用料収益が５億円とこれは変わらず、あと一般会計から繰入れても11億円と。これ毎回変わらないんですか。

下水道課長補佐　毎年一般会計から繰入れのほうは入れさせていただいており、令和７年度におきましても、８億9,000万円でこれまでと同額となっております。以上です。

笹島委員　営業収益は変わらないの、一番肝心のところは。

下水道課長補佐　決算書の384ページをご覧いただきたいんですけれども、営業収益につきましては、下水道使用料として、５億6,601万1,490円。その他営業収益として260万102円となっております。合わせまして、５億6,861万1,592円ということで、令和７年度については出ております。以上です。

笹島委員　聞いてるのは、毎年そのぐらいの収益は変わらないんですかっていうことです。

下水道課長補佐　令和７年度につきましては、前年度から若干伸びているという結果になっております。以上です。

笹島委員　それ伸びている要因は何ですか。

下水道課長補佐　理由といたしましては、公共下水道あるいは農業集落排水に接続していただいた市民の方が増えたという理由を考えております。以上です。

笹島委員　接続してない方がまだ多いのかな。そうすると。

下水道課長補佐　ご指摘のとおりで、主に農業集落排水のほうにつきましては、接続率が下水道課で考えている接続率に届いてない地区もございます。引き続き接続していただけるような形になるように、市民の方には、ご説明を進めていきたいと考えておるところです。以上です。

笹島委員　これ絶対まずいことですよね。今言ってた営業収益っていうのは真水でしょ。純粋に入ってくるんでしょ。それ仕事怠慢になっちゃうよ。怠慢というふうに言われてもおかしくないよ。それで一般会計から11億円でしょ、これちょっと不自然ですよね。毎回こんなことをやっていて、きちんとなされていないとしか見えないんですけども、やっぱり積極的にその未接続の人たちをやっていかなければ、収益が一向に変わらないでしょ。それで一般会計からどんどん繰入れしなきゃいけないっていう、本当に不自然なことになると思うんですよね。それちょっとしっかりやってきていただきたいと思うんですけどどうでしょうか。

下水道課長補佐　ご指摘のとおりだと考えております。せっかく施設をつくっても使っていただけなければ、何もならないというところで、引き続き下水道課としては接続して頂けるように努力してまいりたいと考えております。

笹島委員　本来だったら入ってくるお金が入ってきてないわけでしょ。これ絶対まずいことですよね。ですから、要するに未収金を取りたてないと。要するに、借金を取りたていないのと一緒のことですから、貸した金返してくれということ。大体一緒のことだと思うんですよね。ですからそれは本当に真剣にやっていただきたいと思います。

委員長　ほかにございませんか。なければ質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

（なし）

委員長　討論を終結いたします。

これより、議案第53号を採決いたします。本案は原案のとおり、認定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ声あり）

委員長　ご異議なしと認め、議案第53号は、原案のとおり認定すべきものと決定いたしました。

暫時休憩いたします。執行部は入替えをお願いいたします。

休憩（午前10時26分）

再開（午前10時28分）

委員長　再開いたします。水道課が出席をしております。

議案第51号　令和７年度那珂市各種会計歳入歳出決算の認定について、水道課所管部分を議題といたします。まず、一般会計の所管部分について、執行部より、一括してご説明願います。

水道課長　水道課長の矢﨑です。ほか３名が出席しております。よろしくお願いします。

それでは、議案第51号についてご説明いたします。令和７年度那珂市歳入歳出決算のうち、水道課所管分の説明をいたします。決算書の140ページをお開きください。一般会計からの水道事業の負担金になります。なお、決算主要施策調書につきましては104ページになります。款、項、目、決算額の順にご説明いたします。

４款衛生費、１項保健衛生費、１目保健衛生総務費、143ページにある中ほどになります。水道事業会計補助事業、１億8,505万2,571円。内容としましては、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用し、水道料金を２月検針分である12月、１月使用分を免除したものになります。説明は以上であります。よろしくお願いします。

委員長　質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

委員長　質疑を終結いたします。

続きまして、議案第52号　令和７年度那珂市水道事業会計決算の認定についてを議題といたします。執行部より一括してご説明願います。

水道課長　それでは、議案第52号についてご説明いたします。令和７年度那珂市水道事業会計決算の認定について。決算書の345ページから375ページ目までが水道事業決算書になります。

370ページをお願いします。令和７年度那珂市水道事業収益費用明細書になります。収益的収入、こちらは税抜の金額になります。款、項、目、決算額の順にご説明いたします。

１款水道事業収益、11億5,448万8,670円。１項営業収益、９億421万576円。水道料金及び加入分担金などの収入になります。２項営業外収益、２億5,027万8,094円。主なものとしましては、雑収益に含まれる一般会計からの水道事業会計補助事業負担金による収入になります。その他としまして、原子力発電施設等周辺立地給付金、下水道料金徴収取扱い負担金と長期前受金戻入になります。

続きまして、371ページになります。収益的支出。税抜の金額になります。款、項、目、決算額の順にご説明いたします。

１款水道事業費、10億4,209万636円。１項営業費用、９億8,505万2,266円。１目原水及び浄水費、４億2,264万１円。浄水場の施設管理及び受水費用になります。２目配水及び給水費、3,598万4,979円。配水管等維持管理に要した費用になります。372ページになります。４目総係費１億3,343万4,701円。営業に係る職員人件費、委託費などの総務事務費になります。373ページ中ほどになります。５目減価償却費３億8,801万6,014円。有形固定資産及び無形固定資産の減価償却費になります。６目資産減耗費497万6,571円。更新により廃止となった管路や浄水場の資産を減耗したものになります。２項営業外費用、5,665万370円。１目支払い利息及び企業債取扱い諸費5,646万556円。企業債の支払利息となります。２目消費税ゼロ円。３目雑支出、18万9,814円。消費税調整額になります。３項特別損失38万8,000円。２目過年度損益修正損38万8,000円。過年度収益を漏水減免等により修正を行ったものになります。４項予備費ゼロ円。１目予備費ゼロ円。説明は以上になります。よろしくお願いします。

委員長　これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

笹島委員　収入の11億円、営業収入９億円、一般会計からの繰入れ２億5,000万円、これで賄っていて不足のうち収益の半分近くを原水及び浄水費になってるんだよね。どうしても原価が高くなっちゃうのかな。

水道課長　原水及び浄水費の４億2,264万１円のうち、議員おっしゃるとおり受水に関する費用が、２億1,660万1,632円で、全体の51.2％を占めております。

笹島委員　これは安くしてもらっているのかな。

水道課長　令和７年４月から、基本料金が2,020円から1,640円に値下げしております。

笹島委員　それでは、少しずつ収益が出てきてますよね。

水道課長　決算書の369ページ、キャッシュフロー計算書とありますが、そこの１番上に当年度純利益で、１億1,239万8,034円の純利益が出ています。

笹島委員　今までどのくらいでしたっけ。純利益は

水道課長　去年は7,000万円ぐらいで、今年度は有収率も上がったものですから、無収水量が減ったということで、料金がちゃんと入ったということで、純利益は１億円を超えています。

笹島委員　正常に戻っているっていう感じかなこれどうなんですか、私は知らないんですけど。ほかの地方自治体の決算はよく分かんないんですけど、どうなんですか。

水道課長　有収率が一応90％ということでほかの自治体よりはかなり成績はいいほうなもんですから、つくった水に対して、料金収入が的確に入ってきてる状態なんで、ほかの事業体よりは、成績がちょっといいのかなと思います。ただ、これからもこれを落ちないように、90％以上目指してやっていますので、今後ともよろしくお願いします。

笹島委員　しばらくは水道代値上げはないんですか。

水道課長　一応経営戦略の改定が令和９年に行います。その中で、今後の人口減少に対しての使用水量も含めまして、あと令和９年度から始まる後台浄水場の更新が令和12年度までかかりますので、その大きな工事が終わったときに料金の人口減少に対しての費用ですとか、どのぐらいかかるか分からないんですが、それによっては、料金改定が、何年後に来るのがっていうのが分かると思います。

委員長　ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

委員長　なければ質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

（なし）

委員長　討論を終結いたします。

これより、議案第52号を採決いたします。本案は原案のとおり、認定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ声あり）

委員長　ご異議なしと認め、議案第52号は、原案のとおり、認定すべきものと決定いたしました。

暫時休憩いたします。執行部は入替えをお願いいたします。

休憩（午前10時32分）

再開（午前10時39分）

委員長　再開いたします。都市計画課が出席をしております。

議案第51号　令和７年度那珂市各種会計歳入歳出決算の認定について、都市計画課所

管部分を議題といたします。所管部分について、執行部より、一括して、ご説明願います。

都市計画課長　都市計画課長の黒川です。ほか５名が出席しております。よろしくお願いいたします。

それでは決算書の78ページ、79ページをお開き願います。また決算主要施策調書ですが、90ページから100ページまでが都市計画課の所管事業となってございます。あわせてご覧ください。それでは、歳入歳出決算書の内容について、款、項、目、支出済額の順にご説明させていただきます。

２款総務費、１項総務管理費、６目企画費の支出済額ですが、６億9,140万860円です。このうち、4,923万5,055円が都市計画課所管分で、地域公共交通に関するものとなっております。

決算書の83ページをお開き願います。６目企画費の主な事業としましては、備考欄の上から二つ目、デマンド交通運行事業です。デマンド交通運行事業の事業概要ですが、日常生活の移動手段に不便を来している地域住民の交通手段を確保するため、デマンド交通を運行するものです。支出済額は3,662万5,056円です。

次に、決算書の180ページ、181ページをお開き願います。７款土木費、３項都市計画費、１目都市計画総務費の支出済額は１億7,016万2,622円です。このうち、都市計画課の所管分は、支出済額が職員人件費を除き、1,919万3,335円です。昨年と比較し、支出の多い理由ですが、12節委託料の都市計画基礎調査業務と都市計画見直し事業によるものです。都市計画基礎調査業務は、都市計画法に定められている調査で、概ね５年毎に都市の現況について調査をするものです。また、見直し事業は、寄居地区における民間開発に伴い、当該地区の地区計画等の都市計画法の手続に要した事業です。不用額のうち、12節委託料の430万5,500円です。この理由は、民間事業者の理由により、委託契約の履行期間内に業務内容の一部に着手できなかったことに伴い、減額契約を行ったことによるものです。

次に、決算書の182ページ、183ページをお開き願います。７款土木費、３項都市計画費、２目まちづくり事業費の支出済額は8,843万4,284円です。

次に、決算書の184ページ、185ページをお開き願います。３目街路整備費ですが、菅谷市毛線、下菅谷地区、菅谷飯田線の３事業がございます。支出済額ですが、８億6,181万497円です。不用額のうち主なものは、14節工事請負費で5,092万8,000円です。この理由は、菅谷市毛線において、関係地権者の調整に時間を要し、工事の発注に至らなかったことによるものです。

次に、決算書の186ページ、187ページをお開き願います。決算書中段になります。７款土木費、３項都市計画費、５目公園事業費の支出済額は5,431万6,030円です。説明は以上です。よろしくお願いいたします。

委員長　質疑に入ります。質疑ございませんか。

笹島委員　（音声聞き取れず）

都市計画課長　ご質問の内容としましては、都市計画見直し事業による減額の理由ということだと考えております。こちらは、今でいうと、おととしから、寄居地区、工業地域において、民間事業者の大規模な開発の計画がございまして、それに伴いに、現在指定されている用途の変更を伴うというようなことが考えられていることから、それの委託契約を結んでいたものです。あくまでも民間主導のようなところがございますので、民間事業者の事業のスケジュールに係わって、今回、都市計画法の手続まで至らなかったもので、それに要する費用について減額をしたという内容でございます。

笹島委員　できなかったいう事。この施工計画工事が遅れてるとか何かそういうことですか。進捗状態はどうなんですか。

都市計画課長　あくまでも民間の計画になっておりますので、当初、私どもが聞いたスケジュール感では、今のところはないというようなところだとは思っております。都市計画課のほうで遅れているのか、遅れていないか判断する立場にはおりません。というのは、民間の事業なので。ただ、私どもが聞いていた内容よりは、結果的に手続きが遅れていますので、進んでいないものなのかなというふうには考えております。

笹島委員　見ただけしか感じていないんですけど、木材を伐採して、そのままそのあと、整備っていうか、着工されてないような気がするんですけども、どうなっているのかなって思っているんですけど。詳しいことはわかりますか。進捗状況は、

都市計画課長　詳しい内容は存じ上げておりませんが、事業主とは、月１回程度、おおよそですが、打合せをしておりまして、前には進んでいるというふうには感じております。以上です。

福田委員　今の件だけど、あそこは遺跡もあったよね。そういうのもクリアしてんの、してないでしょ。

都市計画課長　調査については既に終わっております。

福田委員　調査全部終了しているんだ。

都市計画課長　確認しております。

福田委員　という事はかなり進んでるの。

都市計画課長　埋蔵文化財の調査は、既におおよそ２年前に終わってます。

福田委員　分かりました。

大和田委員　菅谷市毛線だけど、土地の買収に時間がかかって不用額になった。

都市計画課長　おっしゃるとおりです。１筆、まだ買えていないところがございます。その見込みがそのときに立たなかったので、結果的に工事費を不用額として出したところです。

大和田委員　それが決着ついたから、今回、今年度、発注したみたいなので、工事が完了って感じですか。

都市計画課長　今年度発注しているのはこのときに購入しようと思ってたところではないところの工事を発注しております。まだ購入できていないところに関しては、工事を着手しておりません。

大和田委員　このまえに議案にもあったＪＶのやつ、それが、要は、買収してないところ以外の整備をしている。まだ、買収は完了してないということでしょ。そこを買収してから、そこを整備して、供用開始という順番でよろしいのか。

都市計画課長　おっしゃるとおりです。

大和田委員　じゃその買収も含めてその見通しは。

都市計画課長　買収も含めて、目途としましては、令和11年全面供用開始を目指してるところです。

大和田委員　買収の感触は。

都市計画課長　頑張ります。

福田委員　今の件で関連するんですけど、あそこの交差点、あそこ大森茶寮のところの交差、あれから今度都市計画道路の菅谷市毛線ができたでしょ、寄居のほうへ。右側の田んぼ。前のあれはジャスコのときかなあ。そのときにあそこ地目変更か何かなかった。

都市計画課長　ご質問の場所は、菅谷飯田線と市毛線の交差点の北東の角の一団の農地、田んぼということかと思われますが、そこに関しましては、イオンのときに、農振農用地の除外までは行っております。

福田委員　その後、それはどうなってるんですか。除外したけど、その除外っていうのはいわゆるその後、利用はないでしょ。除外はしたけども現在も田んぼの状態でしょう。それでいいんですか。

都市計画課長　大変申し訳ありません、農振農用地のそれがどういった扱いになるのかというようなご質問だと思うんですが、すみません都市計画課のほうでは、そこまではちょっと所管をしていないもので、どういう扱いなのかについてはちょっと申し訳ありません。この場でお答えができなくて申し訳ありません。

福田委員　当時、ジャスコが除外したんですよ、申請出したんですよ。除外されてそのまんまなんだよね。

都市計画課長　ちなみになんですが、今回の寄居地区の事業者が計画している区域内に当該地も入ってございますので、今後も、この事業が進めば、農地ではなくなる方向になるとは考えております。

福田委員　ということはジャスコが今度の業者のほうにそのまんま継続してやっているということ。

都市計画課長　とは聞いております。

福田委員　分かりました。

委員長　外にございませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

委員長　質疑を終結いたします。

暫時休憩いたします。執行部は入替えをお願いいたします。

休憩（午前10時56分）

再開（午前10時58分）

委員長　再開いたします。土木課が出席をしております。

議案第51号、令和７年度那珂市各種会計歳入歳出決算の認定について、土木課所管部分を議題といたします。所管部分について、執行部より一括して、ご説明願います。

土木課長　土木課長、海野と申します。ほか４名が出席しております。よろしくお願いします。それでは決算書の160ページをお願いします。決算主要施策調書については75ページから89ページが土木課所管になっておりますのでよろしくお願いします。

それでは、款、項、目、支出済額の順でご説明いたします。まず５款農林水産業費、1項農業費、５目農地費、支出済額２億733万943円。このうち１事業は、土木課所管でございます。下段になります。湛水防除施設維持管理事業、支出済額895万8,181円。事業内容としましては久慈川に設置しております３か所排水機場の維持管理に要した費用でございます。

続きまして、174ページをお願いします。上段になります。７款土木費、１項道路橋りょう費、１目道路橋りょう総務費、支出済額、１億6,676万3,197円、こちらは職員人件費及び道路整備に要した事務費などでございます。

下段になります。２目道路維持費、支出済額、３億7,577万4,581円。こちらは道路維持補修に要した費用でございます。不用額のうち、主なものは委託費でございます。その内容は、委託業務の入札における請負差金でございます。

続きまして178ページをお願いします。３目道路新設改良費、支出済額、４億9,141万5,530円。道路整備に要した費用でございます。不用額のうち主なものは、請負工事でございます。こちら請負工事の不用額ですが、補助金の内示額により工事発注路線が減ったためでございます。

４目橋りょう維持費、支出済額3,254万6,030円です。こちらは、橋りょう長寿命化に伴う点検及び補修工事に要した費用でございます。不用額の主な理由は、工事請負費でございます。こちらの内容は、入札による請負差金でございます。

続きまして次のページをお開きください。２項河川費、１目河川総務費、支出済額64万897円。こちらは、那珂川と久慈川にあります、樋管施設の維持管理に要した費用でございます。

中段になります。２目河川維持費。支出済額は290万1,219円。こちらは市内の調整池及び両宮排水路の維持管理に要した費用でございます。

続きまして、244ページです。上段にあります。10款災害復旧費、１項土木施設災害

復旧費、１目現年災害、支出済額、ゼロ円です。説明は以上になります。よろしくお願いします。

委員長　これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

委員長　ほかになければ質疑を終結いたします。

暫時休憩いたします。執行部は入替えをお願いいたします。再開は11時15分といたします。

休憩（午前11時02分）

再開（午前11時15分）

委員長　再開いたします。農業委員会事務局が出席をしております。

議案第51号　令和７年度那珂市各種会計歳入歳出決算の認定について、農業委員会所管分を議題といたします。所管部分について、執行部より一括してご説明願います。

農業委員会事務局長　農業委員会事務局長　川﨑です。ほか１名が出席しております。よろしくお願いします。着座にて説明させていただきます。

それでは款、項、目、支出済額の順にご説明させていただきます。決算書152ページをお開きください。なお、決算主要施策調書につきましては104ページになります。

５款農林水産業費、１項農業費、１目農業委員会費、支出済額1,780万6,983円。説明は以上になります。よろしくお願いします。

委員長　これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

委員長　なければ質疑を終結いたします。暫時休憩いたします。執行部は入替えお願いいたします。

休憩（午前11時16分）

再開（午前11時18分）

委員長　再開いたします。農政課が出席をしております。

議案第48号　那珂市火入れに関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。執行部より説明をお願いいたします。

農政課長　農政課長の金田でございます。ほか３名が出席しています。よろしくお願いいたします。着座にて説明させていただきます。

それでは議案第48号をお開きください。那珂市火入れに関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。提案理由でございますが、令和７年２月に発生した岩手県大船渡市林野火災を受け、林野庁と消防庁が共同で作成しました大船渡市林野火災を踏まえた消防防災対策のあり方に関する検討会報告書の結果を踏まえ、林野庁林政部長並びに森林整備部長から、各市町村の火災予防条例において、林野火災注意報または林野火災警報が位置づけられた場合には、各市町村の火入れに関する条例にお

いて、林野火災注意報及び林野火災警報が発令された際の対応を明記することが通知されたことに伴い、本条例の一部を改正するものでございます。

ページを進んでいただきまして、２ページが条例の改正文、３ページの新旧対照表、４ページが改正条例の概要となってございます。

４ページに基づきまして改正の概要についてご説明させていただきます。最初に当条例の趣旨から述べさせていただきますと、当条例は、森林または、森林周辺にある土地における火入れに関して、森林法第21条に基づく許可の手続等を定めた条例となってございます。改正の理由でございますが、先ほど述べさせていただいたとおりでございます。続きまして本則等でございますが、今回改正となるのは、第14条の火入れの中止の部分になります。第１項から４項までございますが、第２項と４項が今回、林野火災注意報が市火災予防条例に位置づけされたことを受けまして、新たに追加となった条文でございまして、こちら第２項は火入れの許可期間中、第４項が火入れ中において林野火災注意報が発令された際における火入れ中止の努力義務について記載してございます。第１項と第３項は既存の部分になりまして文言を一部修正するものでございます。第１項に火入れを行ってはならない条件、第３項は火入れ中の場合の消化しなければならない条件を定めておりますが、それぞれ現在の名称に適合するように、異常乾燥注意報を現在の名称でございます乾燥注意報に、火災警報を市火災予防条例の文言に合わせまして火災に関する警報に修正してございます。最後に改正条例附則でございますが、公布の日から施行するものとしてございます。説明は以上となります。よろしくお願いいたします。

委員長　これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

副委員長　前にも農政課のほうにご相談させてもらった件なんですけど、これ火入れに関する条例っていうのはもう重々分かっております。基本的にだから野焼きとたき火と火入れ、ここら辺がちょっとどうしてもやっぱグレーゾーンになってる感じだと思うんですけど、これ何か明確な定義っていうのはあります。

農政課長　こちらの火入れについては森林法に位置づけられているものでございまして、森林やその周辺の土地で、雑草とかそういった立ち木とか、ある程度、面的に地ごしらえや害虫駆除のためにやるものという定義となってございます。

副委員長　例えば今回の台風なんかで倒された倒木があったとします。それを結局、任意の方が片づけました。それが本来だったら何ていうんだろう、有料で処理業者のほうに頼むのが有益なのかもしれないんですけど、小障（こさ）なんか払った際にやっぱり何ていうんだろうな、額田なんか特に田舎なもんですから、結構、燃したり、という言い方が適切かどうかわかんないですけど、そういうケースも基本的には火入れっていう形になるわけですかそしたら。

農政課長　こちらの森林法の許可が必要なものとしては、面的にそういったものを、火入れ

するっていうときなので、たき火とかそういったものについてはこの条例の対象にはならないっていう形になります。

副委員長　それはパーツパーツで考え方が変わってくるわけですか、そのときに、またの担当の部局にやっぱり相談しに行くっていうのがやっぱ好ましいということになりますかね。

農政課長　市の火災予防条例っていうのは、消防が管轄になりますので、火災の予防については、そういったところで相談するような形になるかと思います。

委員長　ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

委員長　なければ質疑を終結いたします。

続いて討論に入ります。討論ありませんか。

（なし）

委員長　討論を終結いたします。

これより、議案第48号を採決いたします。本案は原案のとおり、決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ声あり）

委員長　ご異議なしと認め、議案第48号は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

続きまして、議案第51号　令和７年度那珂市各種会計歳入歳出決算の認定について、農政課所管部分を議題といたします。所管部分について、執行部より一括して、ご説明願います。

農政課長　引き続き農政課になります。よろしくお願いいたします。歳入歳出決算書の154ページをお開き願います。なお、決算主要施策調書につきましては、64ページから69ページまでが、農政課の所管事業となってございます。款、項、目、支出額の順にご説明いたします。

５款農林水産業費、１項農業費、２目農業総務費、１億9,235万7,209円。こちらは職員の人件費が主な支出でございます。

続きまして、３目農業振興費、１億324万1,488円でございます。主な事業としましては、農業振興地域整備促進事業、担い手育成支援事業、農地中間管理事業、アグリビジネス戦略推進事業、農業者緊急支援事業などでございます。不用額の主なものとしましては、18節負担金補助及び交付金につきまして、担い手育成支援事業における各種支援補助の残や、農地中間管理事業における執行残でございます。

続きまして160ページになります。４目畜産業費、21万950円。

続きまして、５目農地費、２億733万943円でございます。こちらは全部で６つの事業がございますが、そのうち湛水防除施設維持管理事業を除く５事業が農政課所管となっ

てございます。主な事業は、土地改良推進事業、土地改良基盤整備事業などでございます。不用額の主なものとしましては、18節負担金補助及び交付金につきまして、県営土地改良事業の進捗の遅れによる市負担分の減、土地改良推進事業における多面的機能支払い交付金の見込み減などによるものでございます。

続きまして162ページになります。６目地籍調査費、1,737万6,401円でございます。木崎地区の地籍調査に係る費用となってございます。

続きまして164ページになります。７目は飛びまして、８目経営所得安定対策費、2,979万6,801円でございます。こちらは主に米の生産調整等に係る費用でございます。

続きまして、２項林業費、１目林業費、106万9,678円でございます。こちらは林業振興に係る費用になってございます。

説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

委員長　これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

大和田委員　主要施策調書の65ページのアグリビジネス戦略推進事業、委託料が1,800万っていうことなんですけども、ちょっと詳しく教えてください。

農政課長　こちらはアグリビジネスの推進ということで、一つとしてはまず、農業収益力向上といったことで、農産物のマッチングフェアとか、いぃ那珂かぼちゃフェア、うまいもんプロジェクトなどの委託、販路拡大などにつながるようなものを委託しているものになってございます。そのＢｔｏＢ事業とか、そういったものについては地域未来交付金などを活用して実施しているというような形になってございます。

大和田委員　どこに委託をしている。ばらばらなのか何か。

農政課長　先ほど申しましたマッチングフェアやうまいもん会議など、そういったところについては、株式会社ＪＲ東日本企画、いぃ那珂カボチャなどのポスターのデザインとかそういったところは株式会社スコール、あとはＡＩの需要予測サービス、アグリアスエなど交付金を使っているところは、株式会社ＮＴＴデータ関西になってございます。

大和田委員　どうですか令和７年の実績は、効果っていうか。

農政課長　具体的にその効果を計るというと、難しいところがあるんですが、道の駅の開業等も踏まえまして、産品の開発とか、カボチャ、生産拡大、販売拡大できるような形で取組が進んでいるというような形になってございます。

大和田委員　何かこう、大きいところ、ＪＲとか、ＮＴＴとかいろいろ委託してるのがあるんだけど、実際に那珂市の農家さんに何かこう、いい効果があったり、また道の駅の産品づくりで何かこう、実績が上がっているのかなあというのはちょっと知りたかったもんだから。どうでしょう。上がっているっていう感じかな。産品が上がっているとか、農家さん儲かって、こういうのも含めてマッチングして儲かっているとか、

農政課長　産品開発につきまして求評会を実施しまして、そういったところも多くの出品を頂いて行っているところでございます。あと産品等では、亀印のカボチャパイなんてい

うのは製品化されているような形になっているところです。

福田委員　まず、155ページの下段のほうに、農産物被害防除事業というのはどういう事業なのか。それともう１点が、163ページの上段で局所土地改良事業、これどういう内容ちょっと教えてもらえる。

農政課長　まず農産物被害防除事業でございますが、こちらはイノシシ等の被害防止の対策等を行っているところと、空中散布です。今ドローンで行ってますが、そちらの水田に対する防除に支援をしてる形の事業になってございます。

　もう一つ局所土地改良事業ですが、土地改良の施設等に災害等の突発的な、経年劣化によって機能支障が生じたところについて、土地改良施設の復旧とか保全を行うように実施するような事業となっています。

福田委員　ドローンでやっているっていうことだけどこれ面積っていうのはどれぐらいあるんですか。これ委託料が200万円かな。

農政課長　こちらにつきましては、昨年は７月29，30日の２日間、実施面積が502ヘクタールになってございます。こちらは防除隊っていうのを組織しまして、そちらへの補助金を出しているような形になっています。

福田委員　そうすると、これは、窓口は、農政課。

農政課長　農政課とＪＡ常陸が一緒になって行っているような形になってございます。

福田委員　ということはＪＡと農政課で両方でやっているわけ。ということは、この負担割合っていうのはどうなっているんですか。

農政課長　負担につきましては、基本的には散布を希望した方から料金を頂いて実施するというような形で。事務とかそういったものを市とＪＡと一緒にやっている。

福田委員　負担は全部地主から、農家から頂いているっていうのが基本っていう事。それじゃ委託料というのは、200万というのは何に使ってんの。

農政課長　その委託料につきましては、イノシシの捕獲について、捕獲隊を組織していまして、そちらに対して委託してお願いしているっていう費用になっています。

萩谷委員　地籍調査なんですけども、木崎で終わって終了だというお話なんですけれども、今後、例えば、道路問題とかいろいろ出てきたとき、そういうのは、やっぱり市として今後どうするのかお伺いしたいと思うんですが。

農政課長　地籍調査につきましては、いわゆる財政事情とかそういったものがありまして、一旦休止という形ですが、道路等を整備するところは、そこの道路整備するに当たっては、境界等確定していく形になるので、そういったものに支障がでないような形になると考えています。

委員長　ほかに質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

委員長　質疑を終結いたします。

暫時休憩いたします。執行部は入替えをお願いします。

休憩（午前11時38分）

再開（午前11時39分）

委員長　再開いたします。

商工観光課が出席をしております。続きまして、議案第51号　令和７年度那珂市各種会計歳入歳出決算の認定について、商工観光課所管部分を議題といたします。所管部分について、執行部より一括してご説明願います。

商工観光課長　商工観光課長の水野でございます。ほか２名が出席しております。よろしくお願いいたします。着座にて失礼させていただきます。

それでは決算書、164ページをご覧ください。なお、決算主要施策調書は、70ページから72ページが商工観光課所管事業になっております。款、項、目、支出済額の順にご説明いたします。

164ページ下段になります。６款商工費、１項商工費、１目商工総務費、１億1,941万1,981円になります。職員の人件費が主な支出になります。

続きまして決算書166ページをご覧ください。中段になります。２目商工振興費、４億1,164万247円でございます。こちらは７事業のうち、企業立地促進事業、複合型交流拠点施設道の駅整備事業を除く５事業が、商工観光課所管となっており、実際の決算額は、5,089万4,063円となっております。主な事業は、自治金融利用者に対する信用保証料や利子補給、商工会への補助、いぃ那珂オフィスの施設管理などに要する費用でございます。不用額の主なものにつきましては、18節負担金補助及び交付金1,475万2,927円のうち、商工観光課所管分の1,345万2,927円となっております。主な理由は、中小企業振興対策事業における自治金融信用保証料補助金の支出が見込みよりも少なかったことによるものでございます。

続きまして、決算書168ページをご覧ください。下段になります。３目観光費、１億997万1,638円でございます。主な事業は、いぃ那珂フェスティバルなどのイベントや、静峰ふるさと公園などの施設管理に要する費用でございます。不用額の主なものは、12節委託料の110万6,304円となっておりますが、施設の管理費やイベント費用などを、委託料の請負差金によるものでございます。説明に関しては以上でございます。よろしくお願いいたします。

委員長　これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

笹島委員　自治金融預託事業、これは、自治金融の借り入れる方が増えているんですか。

商工観光課長　自治金融の利用者という形でよろしいでしょうか。令和６年度にかなり利用者のほうは増えていたんですけれども、昨年度から減少傾向にあります。

笹島委員　減少傾向にある要因って何ですか。

商工観光課長　ご質問の予算に関しましては、前年度の実績を参考に予算額を計上させてい

ただいています。昨年度に関しては結構、減少してまして残額が出ているところであるんですけれども、減少の理由に関しましては、一概に言えない部分があると思うんですが、当然、原材料費の高騰などの影響で、積極的な設備投資が控えられている事業所が増えてることや、前向きなやっぱり設備投資でなくて、現状維持のための運転資金というような状況となる中で、融資額いっぱい使われないケースなどは、増えていることが考えられるのではないかと思っております。

笹島委員　融資枠は1,000万円でしたっけ。

商工観光課長　おっしゃるとおりでございます。

笹島委員　もっと借りていただかないと、那珂市は活性化しないんじゃないですか。

商工観光課長　自治金融に関しましては、民間の借入れの融資よりも、やはり借りやすいということもあると思いますので、その辺はやっぱり銀行さんのほうにも積極的にＰＲしていただければなというふうに考えております。

笹島委員　これは那珂市の利子補給って１年間ですよね。

商工観光課長　融資期間全てでございます。融資期間において毎年利子補給してるような形です。

笹島委員　１％戻ってくるっていうのは１年間じゃなかった。

商工観光課長　例えば７年間、融資を受けた際とかは７年分を１年目補助金のほうで支出するような形になります。一括で。

笹島委員　例えば、５年でも３年間でもできるでしょ、返済だけども、利子補給は１％、金利２％の半分ですよね。実施利子補給してくれるのは、１年間じゃなかった。

商工観光課長　１年間で、その期間分の利子を補給するような形になっています。固定金利になっていますので。

副委員長　71ページ決算主要施策調書。一般質問かなんか続きみたいな話になっちゃうんですけど、企業コーディネーターを２人配置し、市内企業の訪問を行いって書いてあるんですけど、これ実際市内企業へ訪問されているんですか。

商工観光課長　活動実績としましては、のべ669社を訪問していまして、相談に関する人数に関しては1,190人となっております。

副委員長　今の話は、那珂市内での話ですか。

商工観光課長　はい、おっしゃるとおりでございます。

副委員長　あともう１個、今の自治金融の話なんですけど、確かにポジティブな話で言えば設備投資とかそういうところで借りるっていう目的ならばものすごくポジティブなんだけれども、現状で言えば多分運転資金とか経営安定とかそっち系になっちゃってると思うんですよ。私も経験済みなんだけどコロナ融資で前あったんですけど、これがものすごく足かせになってるって話はもう各種金融機関からものすごく言われてますので、そこら辺やっぱりちょっと慎重に考えなきゃならない部分なのかなというふうに私は思い

ました。意見です。以上です。

委員長　ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

委員長　なければ質疑を終結いたします。

暫時休憩いたします。答弁は入替えをお願いいたします。

休憩（午前11時49分）

再開（午前11時50分）

委員長　再開いたします。

道の駅整備課が出席をしております。議案第51号　令和７年度那珂市各種会計歳入歳出決算の認定について、道の駅整備課所管部分を議題といたします。所管部分について、執行部より一括してご説明願います。

道の駅整備課長　道の駅整備課長の岡本でございます。ほか１名が出席しております。よろしくお願いします。それでは着座にてご説明いたします。

それでは決算書166ページをご覧ください。なお、決算主要施策調書につきましては、74ページが道の駅整備課所管となっております。

それでは、款、項、目、支出済額の順でご説明いたします。６款商工費、１項商工費、２目商工振興費、支出済額４億1,164万247円のうち、道の駅整備課所管分が３億5,824万9,535円。不用額7,138万2,753円のうち、道の駅整備課所管分が5,402万2,465円となります。

169ページをお開きください。道の駅整備課所管分は、７事業のうち、中段にございます、複合型交流拠点施設道の駅整備事業でございます。支出に関わる主な内容といたしましては、委託料として、実施設計業務、実施設計アドバイザリー業務、経営戦略アドバイザリー業務、下水道管路実施設計業務となります。公有財産購入費としましては、事業用地の取得費、補償補填及び賠償金としましては、物件移転補償料でございます。不用額のうち、主なものといたしましては、16節公有財産購入費953万1,235円及び21節、補償補填及び賠償金4,313万4,854円となります。理由といたしましては、公有財産購入費が予算計上時点ではバードライン拡幅に伴います用地買収単価と同額で計上しておりましたが、不動産鑑定の結果、道路沿いの土地と、それ以外の土地で鑑定評価額が、道路沿い以外の土地のほうが低額の評価となったことでございます。また、補償補填及び賠償金の不用額の理由といたしましては、用地買収の対象地が農地であることから、物件移転補償料の現地調査が農閑期に限られてしまい、予算計上時には概算で計上せざるを得なかったというものが理由でございます。説明は以上となります。よろしくお願いします。

委員長　これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

笹島委員　169ページのこの委託料、調書にも出ているんですけども、実施設計が主にかかっ

たんですかこれは。

道の駅整備課長　実施設計の金額としましては、9,050万8,000円となっております。以上でございます。

笹島委員　そうすると本体の建物に対する実施設計ですか。

道の駅整備課長　実施設計につきましては造成工事から本体の工事費全てまでが入ってございます。

笹島委員　どこに頼んでいるんですか、この実施設計っていうのは、

道の駅整備課長　エイプラスデザインでございます。

笹島委員　藤森氏のアドバイザー料っていうのは入ってるんですかこれは。別ですか。

道の駅整備課長　決算主要施策調書にもございますけれども、実施設計アドバイザリー業務につきましては、1,202万8,500円でございます。

笹島委員　藤森氏に1,200万円、実施設計が9,000万円と合わせて１億1,000万円と、こういうあれでよろしいんですね。

道の駅整備課長　おっしゃるとおりでございます。

笹島委員　今年は、何かこれ以外に経営アドバイザー料とか、実施設計とかかかる部分あるんですか、今年は。

道の駅整備課長　設計業務に関しましては、実施設計の業務に関しましては、令和７年度で完了しておりますけれども、藤森先生のアドバイザリー業務につきましては、今後、総工費の何％という話をさせていただいたかと思うんですけれども、総工費のほうが、今回、来年度の発注に向けまして、今、精査中でございますので、そこで確定すれば、藤森先生の設計アドバイザリー料も決定してくるものと考えております。

笹島委員　アドバイザリー料っていう業務代っていうのは、普通は、前もって分かるはずなんですけども、どういうわけかそのほかに追加されるということですか。今のところ1,200万円ですよね。藤森氏に対してのアドバイザリー料っていうのは。これから設計金額の何％を支払うってそういう形をとるわけですか。素人の僕は分からないですけど。

道の駅整備課長　全員協議会の中でもご説明をさせていただいておりますけれども、総工費の何％という形で、今回、藤森先生のほうとお話をしておりますので、総工費が確定して、額が決定してくるものと考えております。

笹島委員　総工費が43億円っていうふうに決まっていると思うんですけど、それの何％というんじゃないんですか。

道の駅整備課長　今回の造成工事のところですけれども実際に設計をして発注していますが、発注段階での設計費っていうのはまだ確定しているものではないので、そこが確定してからということになります。

笹島委員　私はもう決定していると思っていたんですけど、43億円ですよね。それを藤森氏に謝礼として出すというパーセンテージだと思っているんですけど、これじゃエンドレ

スになっちゃうんじゃないですか。総工費はまだまだ上がるかもしれないし、藤森氏のパーセントがまだ決まってないと、ちょっと全く理解できないんですけども。

道の駅整備課長　議員おっしゃるとおり、総工費は物価高とかもありますので、総工費が上がれば先生の支払いも増えるのかということかと思うんですけれども、そのことにつきましては藤森先生とも調整をしておりまして、上限というものを設けさせてくださいっていうお話はしております。

笹島委員　それ絶対まずいですよ。そんなことはそんなあり得ないですよ、前もって決めた後にアドバイザリーっていうのは何％ですっていう、要するに総工費の何％じゃないですよ、もうきちんと藤森さんに対して、これだけの謝礼を差し上げますと決めておかなければ、これ本当大変なことになりますよ。大変な本当に無駄な金とは言いませんけども、これも税金ですから、それしっかりやってください。よろしくお願いいたします。

委員長　ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

委員長　なければ質疑を終結いたします。暫時休憩いたします。執行部は入替えをお願いいたします。

休憩（午前11時58分）

再開（午前11時59分）

委員長　再開いたします。

これより、議案第51号、令和７年度那珂市各種会計歳入歳出決算の認定についての討論及び採決を行います。

討論に入ります。討論ございませんか。

（なし）

委員長　討論を終結いたします。

これより、議案第51号を採決いたします。

原案のとおり、認定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ声あり）

委員長　ご異議なしと認め、議案第51号は、原案のとおり認定すべきものと決定いたしました。

以上で、本委員会に付託された執行部提出案件の審議は全て終了いたしました。

暫時休憩いたします。

執行部はここで退席となります。長時間にわたりお疲れさまでございました。ありがとうございました。再開を13時といたします

休憩（午後０時01分）

再開（午後１時00分）

委員長　再開いたします。

続きまして、陳情第４号、雨水排水施設の改善及び浸水対策に関する陳情について審議を行います。この件については、陳情提出者から、内容説明の申出がありましたが、都合により欠席となりましたので、そのむねのご連絡がございました。よって陳情内容の説明を、議会事務局職員のほうから、ご説明をお願いいたします。

主査　それでは私のほうから陳情の内容について概要を説明させていただきます。お手元の陳情第４号のほうをご覧いただきたいと思います。

菅谷の関さんという方から陳情が提出されております。

雨水排水施設の改善及び浸水対策に関する陳情。

近年多発する局地的な豪雨や台風等により菅谷周辺においては、公共側溝及び排水路の処理能力を超える道路冠水や個人宅敷地内への浸水被害が繰り返し発生しております。冠水時には道路と側溝の境界や段差がなくなり、子供や高齢者を始めとする歩行者の転倒、落傷事故や、車両事故など人命に関わる重大なリスクを生じさせております。地域住民の生命・身体及び財産を保護し、安心して暮らせる環境を確保するため、現場の緊急調査、排水施設の機能回復及び抜本的な改善対策を早急に講じていただくよう強く陳情いたします。

その下、要望の理由でございますが、

（１）といたしまして、繰り返される道路冠水、浸水被害と人命の危険性ということで、大雨のたびに周辺道路が冠水し、自動車や歩行者の通行に支障を来しています。それからその周辺の畑等から流出したと考えられる土砂が、道路側溝に流入・堆積している状況も確認されており、側溝の排水機能を低下させ、豪雨時の道路冠水や周辺住宅への浸水被害を助長している可能性があります。それから側溝から溢れ出た雨水が私有地・敷地内に大量に流入し浸水被害が恒常化しています。

（２）として、行政の責務及び法的な位置づけ。下水道法第２条において下水道は雨水等の下水を排除し、または処理するための施設と規定されており、同法３条によりその設置及び維持管理は市町村の責務とされています。それから地方自治法の定める住民の福祉の増進、並びに災害対策基本法第５条に定める住民の生命身体及び財産を災害から保護する責務の観点から、行政には迅速かつ実効性のある対応が求められています。自治体の責務を果たしていただくべく、早急な対応を強く要望いたしますというものでございます。

それから、２番の要望事項といたしまして、

（１）が応急の措置として側溝・排水管に堆積した土砂やごみ等の清掃及び浚渫を速やかに実施。

（２）として原因究明として、周辺の畑等から流入している土砂について、流出経路及び原因の調査

（３）特定の土地からの土砂流出が公共側溝の機能低下や道路冠水等に影響を及ぼし

ていることが確認された場合には、土地所有者、耕作者等に対し、土砂の流出を防止するための適切な措置を講じるよう、必要な指導、要請その他の対応

（４）根本的対策として、将来的な豪雨災害も見据え、排水管の拡幅、雨水排水路の新設・改良・排水経路の見直し等を含めた排水能力の抜本的な強化工事を実施ということでございます。

それから最後に本来は本人がここに来てぜひその内容について、陳情内容についてお話ししたいという意向がございました。というのもここに書いてありますように議会基本条例の第６条の規定に基づき、担当常任委員会における審査の際には、陳情者または代理人が陳情趣旨の説明及び意見陳述を行う機会を設けるというような条項がございますので、それをもとにして、説明しに行きたいということでございました。陳情内容は以上でございます。

それから昨日、写真をメールで本人から送付されてきましたので、その写真が２枚、産業建設常任委員会９月16日フォルダに２枚入っていますので、それも参照していただきたいと思います。説明は以上でございます。

委員長　休憩いたします。

休憩（午後１時10分）

再開（午後１時10分）

委員長　再開いたします。この陳情の審査の前に、陳情の場所の状況について、土木課に説明をお願いしております。ここで説明をお願いいたします。

土木課長　土木課でございます。よろしくお願いします。今回の陳情場所ですけども、まず場所については、国道349バイパス、竹ノ内交差点から東に約250メーターの住宅となっております。もともとこちらのほうは、畑で囲まれた場所ですが、南側は区画整理、北側は開発行為によって宅地化された場所でございます。

状況ですがここは一部、水の流れが悪い場所があるということは土木課のほうでも把握しておりまして、流末の一部に土砂が堆積しておりますので、それらを撤去しながら流末の確保を現地を測量して、解消していきたいというふうに思っていますのでよろしくお願いします。

委員長　ありがとうございました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

笹島委員　私の家の後ろの近くなんですけど、これ前から言われたんだよね。もう10何年も前から、冠水して、道路が川のようになってしまうっていうことで、今、新規宅地が増えてきてるんですよね。宅地開発でね。今まで畑だったところが、今、住宅になってきていますよね。ですからますます交通量も多いですよ。交通量も多いし、住宅で住民が増えてきてるということで、非常に新規の住宅が増えてるということで、ますます発展してるところなんですね。で、やっぱこれは何かしてたんですかその対応は、前から言

われたんですけどね。

土木課長　宅地が入る前は、道路の側溝とか、その流末の土砂とかそういうのを皆さん取って、一時的に対処するんですけども、そのあと流れるような状況は今まではございました。ここは最近開発されて、今まで畑に浸透したものが大体道路のほうに来ますので、今その状況が最近この開発によって膨れ上がったというふうになっております。そこはうちのほうでも把握しておるということです。

笹島委員　私も何度もこの前の近所の人たちから頼まれてね、今言ってた冠水して、なかなか水が引かないからというようで、今側溝か何かでやっぱり畑からの土が詰まってしまうんですよね。それを多分、土木課のほうにお願いしてやってしまってというそういう一時的なものなんですね。ですから、これから恒久的にどういうふうにしていこうという考えはありますかこれは。

土木課長　今、現況のほうを測量しているんですけども、一つの流末しかないもので、それを二つの系統に流れるように今測量かけて現地を調査して、できればそちらのほうで、２方向の流末を使えるようにということで今考えております。

笹島委員　あそこは勾配がなくてフラットなんですよね。それをどういうふうにして勾配つけていくとか考えているんですか。

土木課長　側溝のＵ字溝がございまして逆勾配って言いまして、上が下りでもそこは逆にやるってことができますので、そちらの溝を利用しまして、一応排水のほうはもっていこうというふうに考えております。

副委員長　すみませんちょっと陳情者さんのほうがどういう流れどういう経緯でこういう陳情に至ったかっていうところなんですけど、通常、私なんか今まで経験した流れで言いますと、もちろんこれ自治会っていう形の流れなのか、もちろんこれ議員としての立場でご相談頂いた際にはやっぱり考えとしては、その地域の自治会にちょっと話を入れてっていう形、この方のうちの前の道だけの話ではないと思うんですね。冠水自体やっぱり何メートルっていう形になってくると思うんでね。だから、そういうところを踏まえると、この経緯っていうのは個人で出されたのかそれとも自治会に結局相談して個人の方が出されたのか、これどういう形なんですか。

主査　一応これは個人で出された陳情でございまして、自治会のほうには何も話してないらしいです。本人に聞くと、それで、私どものほうでも、一応道路とかそういう部分については、自治会のほうに話をして、個人で使うものではないので、土木課のほうに申請していただければ、陳情という形じゃなくても対応はできますみたいな話をしたんですけれども。私のほうでも自治会長には話をしてくださいっていうことで、そこの自治会長の住所と名前と電話番号を教えて、本人には一応伝えました。それから話をしたかどうかは分かりません。

副委員長　流れとしてはやはりこれ那珂市の今までの流れとしては、やっぱ市民協働の在り

方っていう形でね、これ公共で使うものですから、ましてや市道ですよね。であればやはりこれ自治会さんと連動しながら地域住民と連動しながらってやっていくのがやっぱり筋なのかなというふうに思います。そこんところが、これ写真見た上で非常に困ってるっていうのもひしひしとこれ分かってる話ですし、今土木課さんのほうでも、これの改善に向けて努力してるっていうのはもう今説明の中で分かったところですから、そこんところを踏まえた上でどうするかっていうふうな感じなのかなというふうに私自身は思います。以上です。

笹島委員　この関さんという方が１人でやったっていうことはこれ出てますけど、これ周りの人たちの何か陳情っていうことじゃないんですか、これは。

委員長　土木課の方にご質問する内容だけお願いしたいんだけども。

ほかに土木課での質問ございませんか。ありがとうございます。以上で現状についての説明を終了いたします。

土木課についてはここで退席となります。ありがとうございました。

休憩（午後１時14分）

再開（午後１時14分）

委員長　再開いたします。

これより、陳情第４号について、各委員より意見を伺います。何かご意見ございましたらお願いいたします。

笹島委員　今土木課さんがね、一生懸命この近辺のほうを改良改造していこうということで一生懸命やってるということを聞きましたので、私から言えば、これ、この方１人と思わないんですけども、近隣の人たちのほうも、ご署名頂ければよかったんですけども、お１人ということなんで困ってることは間違いないんでね、私はこの陳情を賛成の立場でしたいと思います。

大和田委員　私も写真を見れば、もちろん地域住民の方、また提出者の方が困っているっていうのは分かりますし、この文面見ても、個人宅以外の全体的な話を見れば大きく雨水に関することは、非常に大きく分かるんですけども、先ほど副委員長も言ったところで、やっぱり地域の事でもあるので、そこを飛び越して、個人の提出っていうところで今まではそうやって、何ていうの地域のことは自治会長を通して、そして、地域全体でこういう市役所なり議会に上げてきたと思うんですけども。今まで個人１人でこういうのを出してきたという記憶は私もないですし、先ほどまちづくりの観点からもっていう話があったんですけども、やはり自治会長を通してやってたものが、もう自治会長を飛び越して、議会に上げられてきて、自治会長、自治会の役割っていうのは何なんだろうってそういった疑問さえも浮かび上がってきちゃうのかなあなんていう考えもあります。

例えば、これは今回雨水ですけども、草刈り一つにせよ、例えば防犯灯をここにつけてくれって言われて議会に上げられてもっていうところもありますし、なかなか陳情の

中身は雨水の地域に対する雨水対策ってのは分かるんですけども、この上げ方っていうのは非常にいかがなものかなあっていうのはやっぱり多分、副委員長もさっきおっしゃられたとおりに疑問に抱くところだと思います。

たまたまこの案件が、これ産業建設の所管の部分だからここに上がってきただけだと思うんですけども、それ以外にも各地域に対する、先ほど言った防犯灯なんか多分総務生活常任委員会の所管になるかと思うんですけども、そういった、まちづくりに関する考え方にも直結するので、今ここで何ていうんでしょう。簡単に採択です不採択ですってのが何かあげられないような気がする。もう一度そのルール、この制度のルールっていうのを、確認、議論、議運なり何なりしていただいたほうがより確実にこの陳情の趣旨を我々も結論付けられるのかなと思うんですけども、どうでしょう。差戻しとは言わないけども、しっかり議運の中で、こういった案件についてどう対応するのかをもう一度議論していただいてからの採決でもいいのかなと私は思うんですけども、いかがでしょうか。

副委員長　今、大和田委員の言われてることにちょっと肉づけみたいな感じになっちゃうと思うんですけど、だからこれが一つのいい機会だと思うんですよ。本当に果たしてこれー１人の個人の方がね、こういう形で陳情という形で上げてきたら、防犯灯だってそうだ、除草だってそうだって、地域の間に困り事っていうのは多々これ見受けられるわけだから、そこに対してやはりもうこれは、この冠水のことっていうよりも、やっぱりこの自治会は、市民協働という在り方っていうところがやっぱり重要性っていうところを分かっていただくというか、認識していただく、ご理解いただくいい機会なのかなっていうふうに思いますので、そこのとこを踏まえた上で、審議というか、どういう形になるのかね。ちょっと分んないですけどまた冠水対策に関しては、これ土木課さんのほうで懸命な努力をされているという説明もされていますからね。そこんところなんじゃないですかねって私は思います。

萩谷委員　本当に大変ひどいなとは思いますけども、やはり三人の話聞いてみますと、笹島は賛成するというお話をされましたけども、副委員長と大和田委員の話聞いてやっぱり私は、継続審査で行ったほうがいいのかなとは思っています。先ほどね、個人的なこともあるとかいろいろお話ありましたけども、それを含めて、またいろいろこう、審議していくっていうのがと思います。以上です。

大和田委員　多分この雨水対策をこの産業建設常任委員会でもね、土木もしっかりやってるし、この趣旨としてはもちろん雨水の対策をしっかりやってほしいというのはこれは要望というかね、多分皆さん間違いないと思うんですけど、審議の在り方という点で継続ということで、ただ、土木課のほうには引き続きその整備を早期に進めてほしいというのは、我々もそれは気持ち一つでいいのかな。そして、継続しながら、議運とも諮りながら陳情をしっかり見て、もしかしたらその陳情者も、それが分かった上で、何かまた

追加で、地域を巻き込んで自治会を通してやってくるかもしれないし、ちょっとそういった意味では、萩谷委員が言ったように、継続でもいいのかなと私も思います。

笹島委員　単純に考えて、ここの地区の人たちは非常に困っているんです、このゲリラ豪雨で、これからますます、もうこれだけの線状降水帯ということで、困っているとこに早く我々結論を出したい。それが我々市民に対しての思いやりじゃない。あなたたちの言ってることは分かります。それは、ああじゃないこうじゃないっていうのは、ただこの問題に対してどうかと。市民が困っているんだから、採択か不採択かと、もう結論として、時間がないと思います。お１人か。それから自治会云々というのは分かりますその話は、でもちょっとそれは置いといて、やはりこの問題に対して非常に困っているという声を真摯に受け止めて、やはり何とかしてあげなくちゃいけないということで、我々常任委員会として、議員の立場として、やはり、やっぱりそういう愛の手をさしのべると、いうことが大事だと思うんで私は採択すべきだと、今すぐ、ここでというふうに思います。以上です。

福田委員　これ写真見る限りでは、この陳情者っていうのはどこなんだろう。

主査　これは自宅から撮った写真だと思います。

委員長　暫時休憩いたします。

休憩（午後１時23分）

再開（午後２時18分）

委員長　再開いたします。

そのほか何か意見等ございましたらお願いいたします。

（「なし」と呼ぶ声あり）

委員長　よろしいでしょうか。はい。

ただいま、継続審査というご意見がございましたが、ここで皆様方にお諮りいたします。

陳情第４号を継続審査とすることに諸君の賛成の諸君の挙手を求めます。

（全員挙手）

委員長　全員挙手と認め、陳情第４号は継続審査とすべきものと決定いたしました。

以上で、陳情第４号の審査を終わります。

委員長　続きまして、陳情第５号、那珂市における市街化調整区域及び幹線道路沿線等の戦略的土地利用見直しに関する陳情について審議を行います。

陳情書の文章の説明を議会事務局のほうからお願いいたします。

主査　陳情第５号についてお手元のタブレットのほうに表示してありますのでご覧いただきたいと思います。ページが13ページか14ページあったと思いますので、概要についてご説明をさせていただきます。

この陳情の内容につきましては、まず概要と要点なんですけども、那珂市において、

人口減少、高齢化、若年層の流出、地域経済の活力維持、既存集落の存続、企業立地、観光振興、定住促進が重要な課題であるということでございます。

それで、現在、那珂市の動きとしてはここに５点あるように、118号とか道の駅とか植物園リニューアル、県民の森などの自然観光滞在交流拠点の形成とか、区域指定制度による市街化調整区域内の既存集落の維持政策とかを実施しているということで、これらの動きを、那珂市の持続的発展に向けて市街化調整区域の制度趣旨を尊重しつつも守るべき区域と活用すべき区域を明確に分け、那珂市の実情に即した戦略的な土地利用の見直しを進めるということを提案するというものでございます。

内容的には那珂市及び那珂市議会に求める具体的対応として13ページをちょっとお開きいただきたいと思います。１番後ろから２枚目になります。すみませんページ数は書いてないんですけれども、１番後ろから２枚目で、最終的に、那珂市及び那珂市議会に求める具体的な対応というのはここにまとめてあります。

ここに書いてあるように、まず１として、那珂ＩＣ、道の駅、国道118号、茨城県植物園、県民の森を結ぶ区域を交流・観光・産業連携軸として位置づけること。

２として国道118号沿線を重点土地利用検討区域とし、４車線化による交通利便性向上を市内経済の活性化につなげること。

３として、茨城県植物園ザ・ボタニカルリゾート林音のリニューアル効果を市内に波及させるため、周辺及びアクセス道路沿線の土地利用、観光案内、交通、商業機能を一体的に検討すること。

４として、那珂ＩＣ周辺の道の駅を植物園、国道118号、県北観光、市内農産物販売、市内事業者支援と連携する拠点として整備すること。

５としまして、市内主要幹線道路沿線の土地利用実態調査を実施し、低利用地、開発適地、防災リスク、農地保全の必要性を整理すること。

６として防災上の支障が少なく、農地保全との調整が可能な区域について、地区計画、区域指定制度、開発許可制度、市街化区域編入等の活用を検討すること。

７として、那珂ＩＣ周辺及び国道118号沿線について茨城県に対し、市街化区域編入や土地利用見直しに関する具体的協議を行うこと。

８として都市計画、農政、商工、観光、交通、防災、移住定住政策を横断的に検討する、庁内体制を強化すること。

９番として地権者、市民、事業者、農業者観光関係者との対話の場を設け、合意形成を図りながら土地利用見直しを進めること。

とあります。最終的には、那珂市及び那珂市議会に対しまして市街化調整区域及び幹線道路沿線等の土地利用の在り方を改めて検討し、茨城県との協議を含めた戦略的な見直しを進めるよう陳情するということでございます。

この陳情者については説明についてはいいですということでございますけれども、提

出者は那珂市の瓜連の方です。

この陳情でございますけれども那珂市で言いますと、本当に担当が土地利用などで都市計画から、市全体の土地利用とか政策企画課であったり、防災であれば防災課であったり農地であれば農政課であったりと、那珂市全体に該当するような内容の陳情となっております。よろしくお願いします。

委員長　これより各委員より意見を伺います。

大和田委員　見ると、いろんな議員の一般質問を羅列してるかのようです。ただ提出者が瓜連なので、どうも118号とか、植物園が目立つようですが、最後につきましては市街化調整、幹線道路の土地利用の在り方。みんな議会が、みんな求めてることであると思いますので、大方その118号ばかりが気になるところでありますが、早くやれと。逆に言いたいぐらいのところもあるので、これどうするって言われるとどうするのっていうとこなんですけども、一部はよくて一部駄目で、全体がいいとかそういうのってありなのかな。どうなんでしょう。

副委員長　やっぱり陳情って何か一つのものが明確っていうところじゃないと判断しづらいところがあるんですね。もちろんこれ読んでると陳情者の気持ちってものすごく伝わってて非常に分かることであるんで、那珂市にとっての発展とか、そういうところに対して強い思いがある方だっていうのはすごくひしひしと感じるんだけれども、ただやっぱりこれだけの量の中でこれをマルかバツかにしろとなったときに、果たしてこれね、答えはもうちょっと私の中で出てきちゃってるんですよ正直言うと、ということになりますので、これやっぱ思いが物すごく伝わっておりますし、今までちょっと過去の経緯の中で各議員さんだってこれの内容も強い思いで訴えかけた人たちだってＯＢにいるわけですから、果たしてこの陳情が陳情としてどういうふうな対応をするのかっていうのはなかなかあれですけれども、私の中では、何となくちょっとこう、道しるべが決まってます。以上です。

福田委員　これ、今回のこの陳情を見ると118号線ということが、随分こううたわれてるけど、これは118号線ばっかりじゃないですよ。那珂市全体ですよ。それとね、もう一つは、市街化調整区域っていうのは、これは那珂市の規則の問題、これね。例えば、これ調整区域っていうとこだから、これは、例えばなんていうんだろう農業専用区域っていうのは、国、県が絡むことですけど、この市街化調整区域っていうのはこれ那珂市独自のね、これ規則であって、那珂市が決めたやつだから、だからこれはね、もうちょっと緩和をするっていうことは当然のことだろうと思うんです。もう既に349バイパス、例えばあそこの警察署からちょっと行った杉、あそこは全部家が建たない。額田もそう。それから、水戸市に行くについては五台、これ全然駄目。そういうところがたくさんあるんですよあそこばっかりじゃないんですよ。118号の瓜連地区だけじゃないんですよ、もう既にこっちは何年たってんですか。だからそういう全体的な那珂市のこの調整区域の見直しっ

ていうのは、もう前からこれ随分言ってることであってね。これ、全体的な見直しをしていただきたい。だから今回のこの陳情に対しては、一部の見直しじゃなくて、那珂市全体の見直しについてであれば、私はこれには賛成いたします。以上です。

全然発展しない。沿道といえばサービス業とあと何、許可されるのは、病院とかいうのはもう特別だから、これは当たり前の話。限られちゃうんですよ。だからこれ118号で、これ４車線化になってっていうことだけど、既にあそこに歯医者があったでしょう。あれはもう既にできている反対側に、病院とかそういうのはもう当たり前、そうじゃなくてもっとね、商店街でも沿道サービス以外でもね。もうちょっとやっぱりこの規制を緩和をしなかったらば、発展っていうのはしていかないですよ。私はそう思います。これは前から言ってる。調整区域っていうのは那珂市独自のあれだよな。都市計画課か。都市計画課で規制してるやつだから。だからこれ、県国が関わることじゃないんだから、そんなに難しいことはないんですよ、これは。

委員長　ほかにご意見ございませんか。

笹島委員　ちょっと趣旨が分んないんですよ。何を陳情しているんだか。はっきり言ってほしいんだけど。何をしてもらいたいのかなと思って。

主査　事務局と言われても、ここに書いてあるとおりです。まず１番最初に陳情の趣旨っていうのがあります。最後にまとめで、那珂市と那珂市議会に対して具体的な対応をこういう対応を要望し、陳情しますっていうのが１番最後から２番目のページに一応書いています。大体これが趣旨等でよろしいんだと思います。

笹島委員　議会に持ってくるようなあれじゃないんですよね。執行部に持っていって、こうしたいっていうね、意見書がなんか出せばいいんですけど、我々どうしようということなんですかこれを、採択、不採択して、どうなる訳これ分んないです。だから。陳情者の趣旨を聞きたいんだけど。質問できるじゃない我々は、どうしてですかっていう。これを議会に持ってくるような陳情じゃないんですね。戻したい逆にね。

大和田委員　今でも陳情として来ちゃったと思うんですんで最後のやっぱり具体的対応というところがやっぱり求められてるとこだと思っていて、先ほど言った118号が多いし、でも、先ほど福田委員からも話があったけど、那珂市全体を見たらもちろん額田地区もそうだ五台地区もそうだというところで、一部採択とかいうのはこれできるものなのか。例えば５番なんかは市内主要幹線道沿線の土地利用実態調査を実施し、開発適地、防災リスクとかそういうのもそうでそのとおりだよねとか、いろいろそのとおりだよねっていうとこもあれば、118号だけ取りざたされてるね、どうすればいいのかなと思うんですけど、実際、この内容って、今我々が産業建設常任委員会で調査をしている事項に、非常に似てるような、重なる点が多いような気がするんですけども、そこで、また、採択不採択だって、調査する前に言っていいべきものなのか。どうなんでしょう。途中だとか、またかみたいな感じになっちゃうけども、なかなかインター周辺を結ぶわけでしょ

う。産業とか観光で結ぶ、そういったものを含めて我々調査事項として多分、周辺開発ですとか、土地利用の話は、していくのかなと思ってるので、どうなんでしょう。はてな、今の調査事項にかぶるというので。

萩谷委員　笹島委員が言ったように、これ執行部に、さっき大和田委員も言ったように、調査事項としてやってるような、執行部に提言するようなことが多いですよね。だから、これをね、採択していいのかとか、不採択していいのかということは何とも言いづらい陳情だよね。大和田委員が言ったように、いろいろ入ってんだよね。こっちで提言をまとめようってやつが、じゃこれはどういうものか、ちょっと判断、私はしにくいなと思っておりますね。

福田委員　これは予算化してやってるよね。いや、やってるわけだよ、予算化したわけだよ。

主査　はいここに書いてある内容の大体おおむねっていうのは那珂市が基本的にやってるような内容で総合計画なり都市計画マスタープランなり、そういうのには一応記載して、ある程度はやってるものだとは思います。

福田委員　いや、これ見直しやってない。そのために予算化したわけだよ。

主査　それは農振農用地の見直しとか。その見直しを何年か前にやりましたね。あとは都市計画マスタープランなり総合計画についても、ある程度の期間で、見直し更新はしているような状況です。

福田委員　これちょっと事務局でね、都市計画課確認してみてくれる。これやってるんだよな。それでね、去年、おととしから、予算化したわけだよ。

事務局長　調整区域の見直しですか。

委員長　暫時休憩いたします。

休憩（午後２時20分）

再開（午後２時26分）

委員長　再開します。

他にご意見ございませんでしょうか。

笹島委員　この陳情は那珂市における市街化調整区域とか市街化区域の区域指定とかそういうことに対してあと幹線道路の沿線の戦略上、見直してほしいという要望だと思うんでね。これは那珂市の方針と全く一緒なんで、私はこれは採択したらいいと思います。以上です。

大和田委員　私も笹島委員の意見に賛同いたしまして、ただね、陳情118号という、一部分のみってなっているんですけども、しっかりと那珂市全体の幹線道路ですとかそういった土地規制の問題を、執行部に投げかけていくことが大切だと思いますので採択でよろしいのではないかと思います。

委員長　ほかにございませんか。

福田委員　この陳情第５号に対しては、一部の地域だけじゃなくて、那珂市全体の見直し、

ということであるとするならば、この陳情には賛成をいたします。以上です。

委員長　ほかにございませんでしょうか。

萩谷委員　私も同じ意見で、中に全体の道路行政とか言うのがあればいいんですけど、それ自体は賛成しますけども、そういうものならばなおさらにいいなと思っています。

委員長　よろしいでしょうか。なければ終結いたします。

これより、討論に入ります。ございましょうか。

（なし）

委員長　討論を終結いたします。

陳情第５号を採決いたします。

陳情第５号を採択することにご異議ございますでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ声あり）

委員長　異議なしと認め、陳情第５号は採択すべきものと決定いたしました。

以上で、陳情第５号の審議を終わります。

続きまして、調査事項についてを議題といたします。

まず、いきさつでございます。10月８日木曜日に、委員会の視察を予定しております。内容については、議会事務局より説明をいたします。

主査　それでは10月の８日に実施いたします、産業建設常任委員会の視察について説明させていただきます。

まず、行程ですけれども、８時に集合し、出発いたします。常総の道の駅で休憩いたしまして、その後、常総市役所にまいります。常総市役所で、アグリサイエンスバレー構想についての視察を行います。その後、昼食を挟みまして、次につくばみらい市役所に行きまして、つくばみらいのスマートＩＣの周辺開発事業ということで、お話を聞いて帰ってくる予定でございます。

それで、まず常総市のアグリサイエンスバレーについての概要をご説明をさせていただきます。アグリサイエンスバレーというのは常総市の道の駅のある場所の一帯でございます。ここの開発が大体45ヘクタールで、農地エリアと都市エリアということで商業施設と一緒になっている、合わせて45ヘクタールを開発したものでございます。ここの開発について、最初の構想から実際の完成形までの至った経緯についてのお話を聞いていきたいと思います。

それから、つくばみらいスマートインターチェンジ周辺開発でございますけれどもこちらは常磐道のつくばみらいスマートインターチェンジが８月の下旬に開通いたしました。そのインターチェンジの周辺を開発しようということで今進んでいる事業でございます。この辺の一帯は田んぼとか畑がほとんどな部分でございますけれども、約60ヘクタール、これを、今後開発、区画整理によって開発をしていくっていうような話でございます。現状は区画整理組合ができまして、土地区画整理の業務代行事業者ということ

で、鹿島建設が入りまして、そのほか丸紅とか東急不動産とか、株式会社太陽が一緒に共同で開発を進めているというところでございます。現在はまだ田んぼなんですけども進捗の状況とか今後どういうふうな形で進めていくのかっていうようなお話を聞いていきたいというふうに考えております。

そこで一応、事前に向こうのほうからも質問事項についてあれば提出してほしいということがございましたので、ここで何かお聞きしたいことがあればということで、質問の内容についてお話をしていただければと思います。これについては以上です。

委員長　事務局からございました視察先に対する質問事項等ございましたら、皆様方のご意見を承ります。

副委員長　一応、つくばみらいスマートインター周辺開発事業と常総アグリサイエンスバレー構想ということで、何となくこう質問の例資料をもらったところから、起こしたやつなんですけれども、質問の例を挙げましたので、ここら辺をご参照いただいてあと皆様のちょっとご意見があるようでしたら、お願いできればと思いますので、

笹島委員　本当に参考になります。これをもとによろしくお願いいたします。

委員長　後日、副委員長とともに質問内容について確認しまして、事務局と対応してまいりますので、ご理解のほどよろしくお願います。よろしいでしょうか。

（なし）

委員長　ありがとうございます。

続きまして、議員と語ろう会を議題といたします。第２回目の議員と語ろう会を予定したいと考えております。私のほうで現在、第２回目の議員と語ろう会を10月中に実施したいと、現在計画をしております。相手先につきましては、那珂市環境緑化協同組合、那珂市建設業協同組合、那珂市指定管工事組合、この３団体との共同での意見交換を実施していこうかということで、現在検討を進めておりますが、何かご意見等ございましたらお願いいたします。

那珂市環境緑化協同組合、那珂市建設業協同組合、那珂市指定管工事組合この３団体の理事長、副理事長のそれぞれ２名、３名ぐらいそれぞれ出していただきまして、９名ぐらい来てもらって、意見交換したいと考えておりますがいかがでしょうか。

（なし）

委員長　はい、分かりました。そうしました皆様方のご意見いただきましたので、そういった形で進めさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

本日の議題は全部終了いたしました。委員各位におかれましては、長時間にわたり、大変お疲れさまでございました。

以上をもちまして、産業建設常任委員会を閉会いたします。ご苦労さまでした。

閉会（午後２時55分）

令和８年　　月　　日

那珂市議会　産業建設常任委員会委員長